

御案内かとは存じますが、福生駅東口土地区画整理事業において、駅前に広場がござるまでは、タクシートの営業は改札口のすぐ前で行われておりました。

当時は、駅前に歩道もなく、直接道路ということでありましたが、区画整理事業の換地によって、位置も多少変更になると同時に、駅前に五メートルの歩道を築造することになりました。このため従前地に対する換地先で営業するということは、五メートルの歩道を横断しながら営業することになり、非常に交通安全上危険であり、駅前という形態からしても好ましいとは言えない状況になりました。

そこで、市といたしましては、そのことを解消するためにタクシー会社と協議を行い、その結果、換地先では、運転手の休憩時、または駐車施設が満車の時など待期場所程度に使用し、極力営業は行わないということとで合意がなされております。このようなことから、駅前にタクシートの駐車施設を設

置し、その施設を使用して営業を行わせ、乗降客または一般の方々の利便を図ろうとするものでございます。

そこで、この駐車施設を使用していくに当たり、今後事務手続、運用等が円滑に行われ、目的達成が図られるよう本条例を定めようとするものであります。

それでは、条例の内容につきまして説明申し上げます。

まず、第一条の趣旨でございますが、本条は、駅前に乗降客及び公衆の利便のためタクシートの駐車施設の設置と、タクシーとはどのようなものかの定義について定めようとするものでございます。

第二条の設置でございますが、本条は、名称、位置、駐車能力を定めたもので、名称は、福生駅東口タクシー駐車場、位置は福生市東町二十番地駐車能力十八台と定めようとするものです。

この中で、位置が福生市東町二十番地となっておりますが、

これは区画整理事業の竣工に伴い、町名地番が変更になりますので、新町名をつけたものでございます。本条例において、附則の中で施行日が換地処分の日となっておりません。

第三条使用の許可でございますが、使用の許可の条件を規定したもので、市内に営業所を設け、事業を経営するもので、あらかじめ市長に申請し、許可を受ける旨を規定してございます。

第四条使用期間でございますが、使用期間は一年と定め、二項において、期間を更新することのできることを、三項では、更新を受けようとする者は、当該使用期間満了の日前二十日まで、市長に申請し、許可を受けることを規定いたしました。

第五条の使用料でございますが、一口分月額四千円と定めようとするものです。この四千円の額は、区画整理地区の清算金等の算定はすべて固定資産の評価額を基準にしてあ

ります。この使用料も固定資産評価額を使用し、行政財産使用料条例にあります千分の二・五を乗じて、さらに一口の駐車スペース十二平方メートルを乗じて、算出された額が四千円となりますので、この額にいたしました。最近、東村山の区画整理事業が完成し、駐車場を設置いたしました。東村山市においては、一口三千円ということに決まっております。第六条使用料の不還付でございますが、すでに納めてございます使用料は還付しない旨を規定し、一項、二項の場合は、全部または一部を還付できる旨を規定いたしました。

第七条使用者の義務でございますが、使用の許可を受けた者の守らなければならない事項をここに規定したものでございます。

第八条許可事項の変更届け等でございますが、使用者は営業所の住所、名称または代表者の変更及び使用の廃止を使用する場合、遅滞なく市長に届け出なければならない旨を規

定いたしました。

九条権利譲渡等の制限でございますが、使用者は、その権利を他人に譲渡し、または転貸することかできない旨を規定いたしました。

第十条 使用許可の取り消し等でございますが、この中の一項から四項の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消すことと、使用の制限をすることができる旨を規定いたしました。

第十一条の委任でございますが、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める旨を規定いたしました。

附則でございますが、この条例の施行について期日を定めたものですが、本区画整理事業の換地処分公告のあった翌日から施行する旨を規定いたしました。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案とおり御決定賜りますようお願い申し上げまして説明といたします。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

○三番（村野和一郎君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十二号については、建設委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） お諮りいたします。

ただいま村野和一郎君から、本案は建設委員会に委託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十二号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 日程第七 議案第八十三号 昭和五十八年度
福生市一般会計補正予算（第四号）を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 生子国利君 登壇）

○企画財政部長（生子国利君） 御指名をいただきましたので、議
案第八十三号 昭和五十八年度福生市一般会計補正予算（第
四号）につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し
上げます。

まず、予算書の内容に入る前に、提案理由として今回の補正
予算の骨子について申し上げてみたいと思います。

まず、歳入についてでございますが、市税の調定増によるものが
主なるもので、その他、今回、国有提供施設所在市町村助成交
付金が決定されたことによる追加補正と、補助事業の追加及
び清算による国・都支出金の追加補正で、主だったものとして、

下水道事業の西住宅地区周辺排水路整備事業の追加補助分、
また特定防衛施設周辺整備調整交付金の追加交付決定分
についても含んでおります。

それと、今回、新たに緑化事業の補助として、東京都におき
まして補助が設けられ、それらの増額分も含んでおります。

それから、宅地開発指導要綱に基づく寄附金も計上いたしま
した。

以上が主な歳入で、これらの財源をもちまして、歳出については
事務事業の追加及び清算による減額等を実施しようとするもの
で、福祉関連事業及び補助金絡みによる建設関連事業が主な
ものでございます。

なお、今回、余剰財源等をもって、一部市債の繰上償還、さら
に宅地開発に伴う寄附金を都市整備基金に積み立てようと
するものであります。

それでは、内容について御説明申し上げたいと思います。

まず、一ページをお開きいただきたいと思います。

総則でございます。第一条で既決予算額百十六億九千二百二十三万二千円に、今回、歳入歳出それぞれ五億五千六十八万二千円を追加いたしました。歳入歳出の予算総額を百二十二億四千二百九十一万四千円と定めようとするものでございます。

第二条におきましては、後ほど御説明いたしたいと思いますが、西住宅地区周辺排水路事業の追加工事に伴う翌年度への繰越経費を定めたものです。

第三条につきましては、地方債の変更を定めようとするものです。

次に、二ページをお開きいただきたいと思います。

歳入について、各項における補正額の主なものを申し上げますと、まず、市税で、市民税におきまして一億二千四百六千円を追加で、この追加補正は、個人所得割り分と法人の均等割り分、法人税割り分で、これは税法の改正、金融機関の五十七年

の決算に伴う増額分でございます。

次に、国有提供施設所在市町村助成交付金等、いわゆる基地交付金でございますが、このたび交付決定額が示されたことによる追加分三千五百五十二万八千円を補正いたしまして、総額十一億五千百九十万三千円と相なる次第でございます。この額は、昨年の実績に対しまして百万円の増額と相なった次第でございます。

次に、分担金及び負担金でございますが、千七百七十八万七千円の追加補正でありまして、これは西住宅地区周辺排水路整備事業追加工事に伴う下水道会計からの負担金でございます。

次に、使用料及び手数料の百八十九万三千円の追加補正でございますが、これは市営住宅使用料の付加使用料と福生駅東口駅前駐車施設使用料の三月分、一ヵ月分でございます。先ほど条例で提案しております関係のものでございます。

次に、国庫支出金で六千百七十五万五千円の追加でございますが、国庫負担金につきましては、民生費における身体障害者施

設援護措置費支出に伴う負担金でございます。

次の国庫補助金につきましては、防衛関連補助事業が主なもので、西住宅地区周辺排水路整備事業と屋外運動場新設事業の一部追加、また今回、特定防衛施設周辺整備調整交付金の確定による追加補正分でございます。

次に、都支出金でございますが、都補助金で、六百五十七万円の追加補正でございますが、民生費補助として心身障害者通所訓練事業運営費補助として、基準額が引き上げられたことによる差額分と、土木費補助金として今回、緑化事業補助として緑化室くじを原資とする補助制度が新たに発足し、街路樹植栽事業に充てる補助金等でございます。

次に、財産収入千三百五万三千円につきましては、財産売り払い収入として、市道廃道敷売払に伴う追加でございます、二カ所の分でございます。

次に、寄付金の二億七千八百八万三千円の追加補正につき

ましては、宅地開発指導要綱に基づく寄附金で、四件分の建築にかかるものでございます。

次に、繰入金千六百二十六万七千円でございますが、これは退職手当特別負担金準備金を取り崩して繰り入れたものでございます。今年度勸奨退職者四名分に対する特別負担金支給相当額でございます。

続いて、市債でございますが、防衛施設周辺道路整備事業の確定に伴う事業費減に伴う起債の充当分の減額補正百三十万円でございます。

以上、歳入補正額五億五千六十八万二千円を追加補正し、歳入総額百二十二億四千二百九十一万四千円と相なる次第でございます。

次に、歳出について御説明申し上げたいと思います。三ページをお開きいただきたいと思います。

まず、総務費につきましては、二千百九十五万円の追加補

正で、主なるものは、勸奨退職者四名分の特別負担金、それから、交通安全対策経費として標示塔三機分の追加工事費、また、町会会館等の建設補助金の追加分、これは加美公会堂改修工事が行われるので、これを対象としております。次に、徴税費の百万円の追加補正につきましては、税の過誤納還付金によるものでございます。以上が総務費で、次に、民生費につきまして御説明申し上げます。

二百六十五万八千円の追加補正につきましては、社会福祉費において百八十一万八千円の追加補正で、これは身体障害更生援護施設措置費にかかわる経費としての追加経費及び福祉会館ホール備品買いかえの経費が主なものでございまして、次に、児童福祉費百五十四万円につきましては、児童措置費にかかる五十七年度国、都支出金清算に伴う返還金の主たる追加補正でございます。

続きまして、衛生費でございますが、二千五百七十万円の減額補正でございます。主たる減額補正の内容につきましては、西多摩衛生組合負担金の負担減によるものでございまして、これはし尿汚泥の焼却処理の改善によります経費の節減によるものでございます。

次に、農林水産業費の減額補正につきましては、アメリカヒロシトリ防除事業完了に伴う清算減額補正でございます。次の商工費の五万六千円の減額補正については、国道一六号沿いの商店街の商業診断を東京都商工会、福生市が共同で実施する経費追加と、それから、消費者対策に要するモニター経費の清算減によるものだけでございます。

次に、土木費について御説明申し上げます。

今回、二億二千六百九十一万七千円の追加補正で、主たる追加補正としては、道路新設改良費経費として、先ほど歳入で御説明いたしました緑化事業としての街路樹植栽工事を含め、市道

四本分の改良工事の追加、それから、交通安全施設の整備を図るための案内標識、地点名表示等の工事の追加、下水道会計への繰出金の追加、仮称第一公園新設工事としての用地買収費の追加、さらに、西住宅地区周辺排水路の追加事業経費等でございます。

次に、消防費につきましては、二百十八万円の追加補正で、消防指揮車購入経費でございます。

次の教育費につきましては、総額で三千四百二十六万円の減額補正となっております。これは学校整備に伴う工事関係の清算による減額が主なもので、小学校費につきましては、第一小学校校庭改良及び万年塀改良、第二小学校プール更衣室工事、第五小学校の除湿教育内装改良、校庭改良等の工事関係の事業費の清算による減が主なものでございます。

次、四ページをお開きいただきたいと思います。

中学校費につきましては、第一中学校の万年塀の改良、第

三中学校の除湿及びプール公共下水道切りかえ工事の清算に伴う事業の経費減額分でございます。

また、社会教育費の四百五十六万円の追加補正につきましては、屋外運動場建設関連事業として、全体設計の見直しに要する設計委託料の追加と、防衛補助対象として用地買収の追加経費でございます。これは大蔵省分が一部ございましたので、これを買収するというのが防衛の対象になったわけでございます。続きまして、公債費でございますが、一億二千百二十八万七千円の追加補正は、利率の高い起債を今回繰り上げ償還するところが主なものでございます。

次に、諸支出金二億七千八百八万四千円の追加補正につきましては、都市施設整備基金費として積み立てようとするものでございます。歳入で御説明したとおり、宅地開発指導要綱に基づいた寄附金でございます。この今回の積み立てによりこの基金の積み立て額は、十九億九千五百四十一万八千円と相なる次第でござ

ございます。

最後に、予備費でございますが、四千百三十八万九千円の減額補正は、歳入歳出財源調整によるものでございます。

以上、歳出補正額五億五千六十八万二千円を追加し、歳出総額百二十二億四千二百九十一万四千円と相なる次第でございます。

五ページをお開きいただきたいと思ひます。

第二表の繰越明許費でございますが、これは防衛補助事業の追加によるもので、先ほど御説明いたしました西住宅地区周辺排水路整備事業に伴うもので、既決予算額の一部と今回追加補正額との合計八千二百六十九万円を翌年度へ繰り越ししようとするものでございまして、工事完了は八月末を予定しております。

次に、第三表 地方債の補正でございますが、これは防衛施設周辺道路整備事業として、土木費における緊急道路整備事業としての道路工事、二路線の精査による事業費の減額によつての百三十

万円起債の減額でございます。

今回の補正により限度額合計は、四億四千六百六十万円と相なる次第でございます。

なお、起債の方法、利率償還の方法については、従前どおりと変更ございません。

以上、福生市一般会計補正予算(第四号)につきまして、はなはだ雑駁な説明でございましたが、慎重審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番(原 敏子君) 一つだけ聞かせてください。

寄附金のことですけれども、この寄附金の金額をそのまま都施設整備基金に積み立てたというふうないま説明がありましたけれども、この寄附金の趣旨は、先ほど部長が説明されたように、

宅地開発のその関係の寄附金だというふうに思うんですけども、
そうですね、それを私のわかる範囲では、これが教養だとか、こ
の寄附金の意味ですね、寄附金をいただいたこの趣旨、それが都
市施設整備基金に積み立てて、それはその趣旨が生きるものでし
ょうか、それだけ聞かせてください。

○企画財政部長(生子国利君) いまの御質問でございますが、宅
地開発指導要綱に基づく寄附で、学校施設等に使うことに
なっています。したがって、いま基金としての積み立てる場として
は、都市施設整備基金に積み立てて、この内容については、その
支出について学校費に使うというふうな経理をいたしますので、
問題はないと思います。

ただ、いまの寄附金の中で、一部公園費としてもらっており
ますので、それは公園費に使うという考え方です。したがって、
寄附それぞれの考え方としては同じように思えますけれども、
学校施設費に使うべきだというのが通達等にまいておられます

ので、いずれこの点についてよく考えて、私も別途の基金を考
える必要もあるんじゃないかというふうに考えています。そういう点
については、また後日検討してみたいと思います。

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

○三番(村野和一郎君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題になっております議案第八十三号については、総務
建設、厚生、三常任委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) お諮りいたします。

ただいま村野和一郎君から、本案は総務、建設、厚生、三常
任委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議の
とおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十
三号は総務、建設、厚生、三常任委員会に付託することに決定い